

# 平成28年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成28年12月16日（金曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	東口正美君	副委員長	和地仁美君
委員	上林真佐恵君	委員	二宮由子君
委員	中村庄一郎君	委員	荒幡伸一君
委員	中野志乃夫君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

4番	実川圭子君	14番	関野杜成君
----	-------	-----	-------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

## 出席説明員（9名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
障害福祉課長	小川則之君	健康課長	志村明子君
学校教育課長	岩本尚史君		

## 会議に付した案件

- (1) 28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情
- (2) 28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情
- (3) 所管事務調査  
地域包括ケアシステムの構築について
- (4) 所管事務調査  
教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応について

(5) 特定事件調査

行政視察について

午前 9時38分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成28年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（東口正美君） 初めに、28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情、本件を議題に供します。  
朗読いたさせます。

○議会議務局長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情

○委員長（東口正美君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中村庄一郎君） まずは、福祉作業所への通所困難者の実情を把握しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 福祉作業所への通所困難者の実情についてでございますが、現在市内には障害者の日中活動の場としての施設、就労継続支援B型や生活介護がこれに当たりますが、このような日中活動の場の施設が13カ所ございます。それらのうち7カ所で113名の方に送迎を行っております。これらの方が通所困難者に当たると認識しております。

○委員（中村庄一郎君） それでは、この提案理由に記載もありますけれども、送迎のための助成制度はどのようになっているのか、教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 送迎のための助成の制度についてでございますが、障害福祉サービスには国基準の報酬が支払われます。この報酬の中に事業所において送迎を行った場合の加算があり、送迎を行う事業所は届け出をして、この加算により送迎を行っております。

また、東大和市総合福祉センター は〜とふるにおいては、公設の施設であった旧みのり福祉園の業務を引き継いで、障害が重度の方や支援の度合いが高い方を受け入れており、リフトつきバスを用いた送迎を行っております。この送迎に係る経費については市が補助を行っております。

多摩地区の26市において、多くの市が公設や公設に準じる施設に対しては同様の措置を行っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） それでは、通所困難者への対策はどのように考えているのか、教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 通所困難者への対策についてでございますが、先ほど申し上げました総合福祉センターを整備するに当たり、今後の利用者の増加を見込んで、旧みのり福祉園の定員を大幅にふやしております。送迎に関しては、重度の方が利用される生活介護のほか、比較的軽度の就労継続支援B型においても利用者の高齢化、障害の重度化が進みつつあることから、必要性が認められる方に対して送迎が可能な体制をとっていただくことといたしました。

したがいまして、通所が困難な方への対策といたしましては、総合福祉センターでの受け入れを行っていくということを基本と考えております。

○委員（荒幡伸一君） じゃ、何点かお伺いをさせていただきます。

まず、福祉作業所への通所方法に関しては、何か決まりとかはございますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 福祉作業所というところで、先ほど申し上げました施設としては就労継続支援B型、それから生活介護というものがございます。これらのうち就労継続支援B型は、一般企業での就労が困

難な方が就労に必要な知識の習得や能力の向上のための訓練を受ける場であるということですので、基本的には自力で通所することも訓練の一環であるということでありますので、自力で通所されるということが基本となります。

また、生活介護については、比較的重度の方が御利用ということですので、その中には送迎のための手段が必要な方も含まれております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 陳情理由に、市内には9作業所あり、そのうち4作業所では送迎が行われているというふうにございます。市内作業所の送迎の実態はこのとおりなのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在総合支援法の法の体系の中で、福祉作業所という定義がございませんので、ちょっと先ほど申し上げたとおり、総合支援法の中では就労継続支援B型あるいは生活介護というところが障害者の方の日中活動の場となります。

そういう観点で申し上げますと、市内に13カ所、通所施設がございまして、その中で7カ所が送迎を行っておるというような実態がございます。

それらの事業所においては、事業所の車両を使った送迎等を行っておるということが実態でございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 先ほど実情については伺わせていただきましたので、就労継続支援B型の方が通所する各作業所の通所困難な現状などどのように調査をされているのか、教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 通所作業所における送迎の実態につきましては、給付費、先ほど申し上げました報酬の中で送迎加算というものがございますので、そちらの加算をつけているかどうかというところで市のほうでは把握をしております。

そういう観点で申し上げますと、就労継続支援B型の中で主に身体障害の方が利用される割合の高い事業所では送迎を行っておるというような実態がございます。

○委員（荒幡伸一君） では、送迎のあるところ、ないところ、今お話しいただきましたけども、送迎の有無は市の助成の有無などには関係はございませうでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 送迎を行った場合には、先ほど別の委員への御質疑について答弁いたしましたのが、国基準の報酬額が支払われます。その中で送迎加算というものがありますので、その加算において送迎を行うということになります。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、助成についてちょっとお伺いいたしますけども、他の自治体での実情ですとか取り組みなどがございましたら教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 送迎の助成についてでございますが、これも先ほどの御質疑の中にもありましたが、公設あるいは公設に準じる施設というものが各市、26市の中でも市に1つ程度ございます。それらの施設では、障害が重度の方あるいは支援度の高い方を多く受け入れているということで、人数的にも多いということがありまして、リフトつきのバスを複数台使って送迎をするという形が多く見受けられます。それらの経費というのが送迎加算だけでは賄えないということもございますので、多くの施設は指定管理、あるいは事業委託ということで行っておりますが、それらの指定管理料や委託料の中にバスを運行させるための経費を入れ

て補助を行うというような形をとっておるといふうに伺っております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、通所されてる方々が高齢化したりですとか、あるいは障害の度合いが重くなるなどの変化がある場合ですけども、自力の通所が困難になってしまった場合、市としての対策とかはございますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在総合福祉センター は～とふるで業務を引き継いでおります旧みのり福祉園におきまして高齢化ですとか障害の重度化というようなことが就労継続支援B型の中でも課題となっております。

そういう中で、昨年10月から試行的に就労継続支援B型においても送迎を行いまして、就労継続支援B型全員ではないですが、一部の方に対して送迎を行うということを行っております。現在のは～とふるにおきましても、それを引き継ぐという形で対応をしております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、当市の障害者地域区分が低いままだといふうに聞いておりますけども、その実態と、そのことに対する市の今までの対応はどのようになさっていたのか、教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービス費の割り増し割合であります地域区分につきましては、3年ごとの報酬の見直しの中で見直しが行われます。直近では平成27年度に実施されております。

障害福祉サービスの地域区分につきましては、平成24年度に見直しが行われましたが、当市は近隣市に比べて低い3%という状態で据え置かれている状況であります。平成24年度の改正において、近隣市が10%、12%という形で引き上げられましたが、国家公務員の地域手当というものが基準となりますので、その考え方から当市においては3%に据え置かれて、平成27年度においても見直しがなされなかったというような状況でございます。

一方、障害児ですとか介護保険のサービスについては、平成27年度に当市においても市長が直接国へ赴く等して要請をした中で引き上げられているという状況がございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今公設の施設に関する送迎についていろいろ御答弁あったかと思うんですが、民間の福祉作業所について送迎の必要性ですとか、また民間の作業所に対して市がどのように支援を行うかっていうことについて、市の認識をお伺いしたいと思います。

また、他市の民間の作業所に対する市独自の補助について、他市の状況など、もしわかれば教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内にございます福祉作業所で実施しているサービス、先ほど申し上げましたとおり、就労継続支援B型、それから生活介護というものがございます。総合福祉センター は～とふる以外に民間の事業所がございしますが、比較的重度の方、あるいは支援の高い方につきましては、総合福祉センター は～とふるでの受け入れを積極的に行っていくという形で対応をしておるところでございます。

市内の事業所においても、生活介護の事業を始めるというような事業所がございまして、それに伴って送迎の必要性というところが出てきているところと思いますが、基本的には障害福祉サービスの報酬の中での送迎の加算という形での費用が賄われますので、市で改めてその部分について助成するという必要性はないものといふうに考えております。

他市の状況についてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、他市においても公設もしくは公

設に準じる施設につきましては、大規模な送迎を行わなければならないということで市が助成をしているところが多くございます。それ以外の民間の事業所への補助を行っているという例につきましては、ほとんどないというふうに認識しております。

以上です。

○委員（二宮由子君） 1点だけ確認させていただきたいんですけども、先ほどの課長の御答弁から、就労継続支援B型とか生活介護とか、比較的重度の方はは〜とふるへの受け入れをしているということなんですけれども、現在は〜とふるの定員を満たしているのかどうか。現在の現状と、あとは〜とふる、どれだけ受け入れられるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） は〜とふるにおきましては、就労継続支援B型、それから生活介護の事業を旧みのり福祉園から引き継いで行っておりますが、生活介護につきましては、50名の定員でございます。みのり福祉園のときの定員が33ですので17程度枠を広げて、現在実質の利用者は30名程度というところで伺っております。

それから、就労継続支援B型につきましては、44名の定員でございます。みのり福祉園のときの定員が36名ということでございます。実質の御利用についても30名程度というところで伺っておりますので、今後特別支援学校の卒業生等のふえるということを見込んで定員をふやしておる状況というところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと基本的なことであれですけども、は〜とふるさん、ちょっと私の勘違いか、全ての障害を受け入れてましたっけ。

それとあと、送迎に関して全て市内の方だけなのか、市外も含まれてるのか、その辺の実態はちょっと教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるにおきましては、旧みのり福祉園の事業を引き継ぐということでございますので、知的障害、身体障害の方を中心に受け入れていただくというところになっております。

それから、市内、市外につきましては、そちらもみのり福祉園の業務を引き継いでいるということで、現在市内の方のみでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） まずちょっと制度的なことという、ちょっと難しいと思うんですけども、説明の中でも苦労するとは思んですけども。実際、国保連による給付金、国からの給付金よっての送迎加算というのが結構厳しいんですよ、条件が。やっぱし一定の割合を超えてなければ補助できないとか、加算がつかないとか、それでいろいろ各事業所は苦労している、送迎やってるところはですね。

東京都とかけ合った——これは国とかけ合ったときかな、あのときなども、東京都とすればやはり必要性はあると、送迎加算が必要なね、もっといろいろその場所まで行きたくても行けない人に対しての加算は出したいということで、国基準よりは緩やかにはしていただいている傾向があるのはわかってますけども。

ただ、その加算の額、本当に微々たるもので、それがほとんどあるからいいっていうレベルでは全然ない実態なのは御存じだと思うんですよ。つまり、その加算があるから、じゃ各事業所が、民間の事業所が苦労して車を出して、また必要によって車を購入したりっていう費用には全然当たらない額であるのが実態だと思うんですよ。

ですから、そのことを考えれば、やはり先ほどの話し方からすると、国制度の送迎加算があるから足りてるような感じにも受け取れますけども、実態はそうじゃないだろうということはちょっとこれ、ぜひ言っておきたいと思います。

それと、確かに公設、みのりは市がやってきたから、その延長で送迎加算は、当然のように市が援助するという話になってますけども、ましてリフトつきバスですよ。買ったら大変な額になるし。一般の各、今障害者総合支援法に基づいていけば、障害福祉サービス事業所においては基本的に車椅子を乗せるリフトつきの送迎車を買うにしても、一般の価格より大変高いのでね、買うのも当然財団から援助をもらいながら、何とかそれ当たって、当たったら何とか購入とかですね、相当苦労してる実態があります。

ですから、そのことを考えると、市はもう今までの継続だから当然そこは全部出すと。じゃ、だけど民間には必要性はないっていうのはね、ちょっとそれは言い過ぎじゃないかっていう気はします。つまり、それだけ苦労して障害者福祉サービスに各民間事業所もいろいろと努力して貢献してるわけですよ。これは市の計画にのっとっても、生活介護のほうはまだ足りないからとかね、有料化だっているいろいろ各事業所も頑張ってるわけですから、やはりそこはもう一度考えるべきじゃないかなと思うんですけども、その辺の実態についてはどう。つまり、各事業所からそういう要望は来てるんじゃないですか。

**○障害福祉課長（小川則之君）** 国の報酬における送迎加算につきましては、平成27年度の報酬改定の折に、今委員御指摘のような課題がございまして、若干緩和されたということで、条件が緩やかになって加算がつけられる事業所がふえたというような改正が行われております。

そういう意味で、国においてもこの送迎加算が十分でないというような認識はあるように考えておりますので、今後平成30年度の報酬改定の中でもこの辺について考慮していただけるといいなというふうに市においても考えておるところでございます。

それから、事業所からの要望につきましては、直接助成ということで要望をいただいております。ただ、一部の事業所の方から、送迎を実施したいけれども車両の購入の問題ですとか、それから職員の手配が課題で、なかなか実現に至っていないというようなお話を伺ったという経緯がございます。

以上です。

**○委員（中野志乃夫君）** ちょっと考えてほしいのは、は～とふるは先ほどもちょっと確認させていただきましたけど、基本的に身体と知的のみですよ——の人たちの、障害を持った方たちの対応の施設です。ただ、実態は今精神の方が大変いろいろ、ふえてると言ったら変ですけども、これは厚労省が病院に長くずっといられる方をどんどん地域におろしてる。軽度の方はなるべく地域に暮らしなさいということで指導してる関係で、どんどん精神の方が地域に、社会復帰のために来てるんですけども、その人たちが日常通うそういう障害福祉サービス事業所が少ないもんだから、精神の方たちは本当困ってる。中には重い方もいらっしやいます。

そういった人たちのためにも、各事業所はいろいろ苦労してるわけですから、あくまでも市がやってるのは、障害の全分野ではない。また、精神の中でも、ちょっと最近、本当、ちょっと済みません、うちの事業所の話をすると、実際は精神の中でも広汎性発達障害とか対応がすごい困難な、もう本当に大変な方が多くいます。そこで各事業所も大変苦労してる。その人たちの中には、やっぱり送迎がないと通えないという方もすごい多いんですよ。

そういう実態を考えるならば、あくまでもまた現状の市は、全ての障害者に対してそういったサービスを供給できてないわけじゃないのであるし、民間の事業所に相当頼ってる部分があるわけですから、そのことを考え

るならば、やはり何らかの援助をすべきではないか、検討すべきじゃないかと思うんですけども、その点の考えはどうでしょう。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるにおきましては、先ほど申し上げました就労継続支援B型や生活介護のほかに、自立訓練というような事業も実施しております。そちらにつきましては、精神障害の方、知的障害の方を対象として事業を実施するというようなサービスでございますので、必ずしも精神の方を総合福祉センターで対象としていないというところではないというふうに認識しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 言いたいのはよくわかるんですけども、ただ自立の就労支援というんじゃなくて、自立訓練というほうのことで言ったんですか、今。つまり、自立のための就労支援に関してのもの、単純に自立訓練とちょっと別個ですから、は～とふるで6名、新規でですね、訓練といったほうがいいのかな、の具体的なことを始めてますけども、それはあくまで6名ですよ。

実際に、実はそういう話を私も先だって伺って、やっぱりいろんところから聞くと、まだまだ自立訓練でいろいろ要望も高い、精神の方ですね。広汎性発達障害の人も含めて高い現状ですから、実際今は～とふるが新規に始めたその事業というのはまだまだ足りない状況があるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう。

○障害福祉課長（小川則之君） 自立訓練につきましては、通所あるいは宿泊を伴う訓練を通して生活に必要な能力を身につけるといったためのサービスでございます。

したがいまして、就労継続支援B型につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自力で通所することも訓練の一環であるということでございますが、こちら自立訓練については、それらの能力も含めて訓練をするような場というようなところで位置づけられておりますので、より生活能力がまだ獲得できていないような方の御利用というような場になるというところでの必要性から、今回10人の定員で実施するというところになっているということでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今の話も、じゃB型と、は～とふるに関していえば、生活介護に関してもそれだけの枠も持ってやってるけども、基本的には知的と身体のみで、精神も入ってるというのは、自立訓練で今10名という枠だけですから、その割合からすればね、今本当に精神の方たちは困ってます。行き場がない。市内で行き場がないから他市の障害福祉サービス事業所を使ったりですね、実態があります。

これは別に、担当者も御存じのように、うちの市の障害者、知的、身体の方たちがみんなは～とふるを利用してるわけじゃないわけですよ。実際は相当の数、他市の事業所にお世話になってる。つまり、なかなか条件が合わないとか、いろんな理由から全ては～とふるが賄ってるわけじゃない実態もあって、結局、いろんな人たちを受け入れながら、その補う意味では～とふる以外のところでは、他市も含めていろんな事業者が、民間の事業者が頑張ってる実態がありますから、やはりそのことも踏まえて総合的に障害福祉に関しての計画に関しても、いろいろ目標を立ててるわけですから、それに見合う形で、やはり現状でいえば、は～とふるで賄い切れない部分は民間に頼まざるを得ないわけですから、そこをお願いしてやってもらってる実情もありますから、やはりそのことを踏まえて、何らかの支援なり援助が必要じゃないかと思えますけども、その辺では、今私が考えても本当に足りないと思っている精神とか、そういったほうのことの対応というのはどう考えられているんでしょうか。



○障害福祉課長（小川則之君） 市におきましては、精神障害者につきましては、ウェルカム——精神障害者の地域生活支援センターを委託の事業として行っております。そちらで、やはり創作的な活動ですとかそういう生活能力をつけるための場になっておりますので、そちらのほうでの受け入れを行うということで、総合福祉センターは～とふるとはそういう形で役割分担をしておるというところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） るるいろんなお話を聞かせていただきましたけども、先ほどの話の中でも、利用者の高齢化とか重度化という話が出てまいりましたけれども、今後を見据えていく上で、例えば国の制度そのものを見直す必要があるんじゃないのかなというふうに感じましたけども、その件についてはいかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 利用者の方々の高齢化、重度化というような問題におきましては、現在国のほうで障害者総合支援法につきましては法施行後3年後を目途とした見直しということで、国のほうで行ってるところでございます。

平成30年度から3カ年の障害福祉計画策定のための指針というものを現在国が検討を開始したということございまして、その中でもサービスの利用者の方々の高齢化、それから障害の重度化というものは大きな検討課題となっているものでございます。

通所施設における送迎等につきましても、事業所が送迎を行いやすいような基準の見直し等が図られることが望ましいというふうには私どもとしては考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今福祉部長のほうからも、今度の見直しについて、実態に即した形で行ってもらうことを希望してるっていう御発言あったと思いますけれども、先ほどもありましたように、報酬額についても近隣他市よりも極端に低い3%というのは、多分武蔵村山さんの状況に引っ張られているっていう部分もあると思うんですけども、それは国の考えている既存の、現在の基準で決められてしまっているものですので、介護のほうは市長のほうに赴いて、こちらの報酬額の等級を上げてもらったっていう部分の活動もされてるわけですので、この改正も機を捉えて積極的に国にも是正を市のほうも求めていく必要があると思うんですけども、その点については何かお考えはありますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほども障害福祉課長のほうから御答弁させていただき、今和地委員のほうからもそのようなお話をいただいておりますが、報酬額の割増し率ということで地域区分というものが国のほうで定められております。今回、平成27年4月からの報酬改定で、先ほども説明させていただきましたが、介護保険、それから障害児サービス、それから保育に関しましては地域区分の額が上がったということでございますが、残念ながら障害福祉サービスにつきましては、市長が介護のときと同様に障害のほうにも赴いたにもかかわらず、当市と武蔵村山市は低いまま据え置かれたと。それは武蔵村山市に国家公務員の施設がございまして、障害福祉サービスだけが依然として低い地域のところの周辺市は低いところに引っ張られるというようなルールというようなことで、さらに周辺市との格差が広がった状態になったというふうには考えております。

平成30年4月からの報酬改定につきましては、やはりこの年明けぐらい、来年の年明けからすぐにも国のほうでは議論が始まるというふうには考えておりますので、私どもといたしましては、引き続き国のほうには申し入れはしていきたいというふうには考えておりますけれども、前回わざわざ市長が介護と障害のほうのところ、厚生労働省に赴いたにもかかわらず、介護のほうしか認められなかったというものでございますので、ちょっと厳しいことはあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今いろいろ御質疑、御答弁あったんですけども、民間の福祉作業所への送迎については、当事者の方からもいろいろお話は伺ったんですけども、御答弁にもありましたけれども、利用者の方自身ですとか、またその保護者の方も高齢化してきていて、送迎が年々困難になっているというお話を伺って

ます。  
作業所で仲間とともに働く喜びを得るということは当事者の方にとってももちろん大切なことですし、同時に保護者の方々にとっても大きな助けになるというふう聞いています。先ほど役割分担という御答弁もありましたけれども、この民間作業所が果たしている役割の重要性というものを考えたときに、やはり何らかの対策、支援というのは必要だと思います。

は～とふるのほうで受け入れるという御答弁もありましたが、通所困難者全て受け入れるというのは、定員という問題もありますし、それ以前に利用者の方、保護者の方の気持ち、なれ親しんだ場所で仲間や自分のことをよく知ってくれている職員の方がいる、その作業所にずっと通いたいという気持ちも当然大切にしなければいけないものですし、利用者の方々や保護者の方々や、何より市内で作業所を運営して日々頑張っている事業者の皆さんが今抱えてる送迎含めた困難の、送迎ですね、今回の陳情については、困難な状況というものがあるわけですので、国に制度の充実を働きかけるってということももちろん必要だと思うんですけども、市としても、やはりまずは実態をもう少し詳しく把握して、どのような対策が行えるのかってことを検討するべきだと思います。

よって、この陳情は採択するべきだというふうに思っています。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

○委員（中野志乃夫君） 先ほどの福祉部長の発言もわからぬではないんですけど、ちょっと申しわけない、一言言っておきたいのは、先ほど出た国の制度の問題、地域区分の問題に関しては、尾崎市長が本当努力された。もともと武蔵村山の市長と一緒にいこうっていう話からですね、いろいろ当然要求していただいたんですけども、一方で、それこそ民間のつつじネットワークを代表して何名かの皆さんが厚労省のいわゆるその内容を決める直接の当事者と数回にわたって論議をして、地域区分のどこがおかしいのか、これを変えるべきだということは何度もやった上で、そこでようやくやはり変えるべきだという話が引き出された経過もありますから、当然それはおわかりであると思うんですけども、そういう中でまず介護保険のほうの制度改正がなされた実態があると私は思ってます。

それで、そのとき私もそこにいたんですけども、厚労省の障害の担当の部長さんのほうから、制度が介護保険とは違うんで、障害のほうはどうしても既に計画、3年での変更じゃない計画で動いてるので待ってくれと。その後に介護保険の後追いになるけども、数値は変えていくという話はもうその時点でされてます。ですから、確実に障害のほうは後追いで、より是正はされると思うんですけども。

ちょっと私が言いたいのは、やはり市長さん頑張ってもらって、当然本当ありがたいんですけども、民間で

もいろいろ努力をしてると、そのことをぜひやはり踏まえてほしい。つまり、先ほど来の発言だと、ちょっとね、何か市のほうがやってるしね、それは公的なことは全部やるけど、民間は民間でやってくださいだけで終わってますけども、そうじゃないっていうことはちょっと言っておきたいと思います。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

○委員（荒幡伸一君） 市の対応や対策については理解をさせていただきました。

しかしながら、私自身の考えで言わせていただければ、現在介護されている方も通所している方も、年齢が上がっているということもございます。何らかの手立てというのはするべきだというふうに考えております。今陳情の趣旨については非常によくわかりますので、ここは趣旨採択にするべきだというふうに考えています。

市長も国に対して地域区分の見直しについて意見書を提出しております。この趣旨には対策を考えというふうにございますので、委員会で国に意見書を提出し、陳情者の抱えている問題解決につなげられたらいいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（東口正美君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時42分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） 先ほど荒幡委員のほうから趣旨採択というお話ありましたが、委員会の中で皆さん意見まとまって趣旨採択ということになるのであれば、それで私のほうもいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

○委員（和地仁美君） そうしましたら、先ほどの質疑の中でもいろいろ確認していただいて、今上林委員からのほうの御発言もありましたので、この際、動議を提出いたしたいと思います。

自由討議を終了し、討論を省略して、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。委員長においてよろしくお取り計らいのほど、よろしく願います。

○委員長（東口正美君） ただいま和地委員から自由討議を終了し、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前11時 5分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情、本件を議題に供します。  
朗読いたさせます。

○議会議務局長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情

○委員長（東口正美君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中村庄一郎君） まず、昭和病院に関する市民への情報提供の現状を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 昭和病院に関する市民への情報提供についてでございます。

市におきましては、昭和病院が発行します広報物を保健センターに配置するほか、昭和病院が行います市民公開講座等について市報に掲載し、情報提供をいたしております。また、定例会の会議録の閲覧もあわせて行っております。

ホームページにおきましては、昭和病院の構成市である説明を掲載し、昭和病院のホームページにリンクを張り、すぐに昭和病院について閲覧できるようにしております。

また、昭和病院におきましては、企業団広報の新聞折り込み、駅への看板設置、昭和病院の最新治療等を紹介する本の刊行等を行っているとのことでございます。より広く市民の皆様に昭和病院の医療の機能や地域における役割等を知っていただくため、広報の拡充に努めているとのことでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、情報提供の今後についてはどんなことつもりでいますか。

○健康課長（志村明子君） 情報提供の今後につきましてです。市ではこれまで以上に、構成市民の方のメリットなどの優遇サービスについてのリーフレットの作成等、広報活動を行うように昭和病院のほうに要望してまいります。

また、昭和病院におきましては、病院のホームページに病院の役割及び活動内容等、経営状況について構成市の市民の皆様にわかりやすい形式で、まず可能な限りタイムリーに公表するように努力をしていくとのことでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、昭和病院が発行する広報物とかそういうものの内容について教えてください。

○健康課長（志村明子君） 昭和病院が発行する広報物の内容についての御説明でございます。

まず、「インフォメイトしょうわ」というものが利用者向けに発行されておまして、最新号の内容を御紹介いたしますと、特集として消化器内科の最新治療、また非紹介患者加算料の定額負担が義務化されたこと、また市民公開講座の御案内、臨床工学室という部署の御案内、また地域医療連携室だよりなど、そういった内容となっております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 昭和病院の企業団が出してる広報というのがあるかと思うんですけども、その辺についてちょっと教えてください。

○健康課長（志村明子君） 企業団の広報につきましては、これは構成市に向けて発行される広報となっております。最近の広報の中身でございますけれども、業務状況の公表といたしまして、平成27年度の主な取り組みについて、また平成27年度の決算のあらましについてのほか、人間ドックの御案内や構成市民の各種オプションの割引や無料広告の掲載、また市民公開講座の掲載の内容となっております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、昭和病院の経営状況についてをちょっとお聞きしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 昭和病院の経営状況につきまして、平成27年度の決算になりますけれども、純利益が2億8,483万円となっております。患者の年間延べ数は、入院が14万8,138人、また外来が25万6,703人となっております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、構成市市民のメリットについての内容をお聞かせ願いたいと思います。教えてください。

○健康課長（志村明子君） 昭和病院の構成市民の皆様のメリットの内容についてでございます。

今現在の直接的なメリットといたしましては、分娩料、お産ですね、出産費用、それから日帰りドックの半日ドックとオプション割引がなっております。これらにつきまして、構成市市民の皆様が利用しやすく、わかりやすくなるよう広報に努めていくということを伺っております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 基本的な質問ですけれども、公立昭和病院の役割というものを市がどういうふうに認識されてるのかっていうことで、特に開設当時から現在について役割は変わったというような認識があるのかどうか、教えてください。

もう一つ、先ほど情報提供の御答弁もありましたけれども、市民の皆さんからどういう声が届いているのかっていうこともあわせて教えてください。

○健康課長（志村明子君） まず、公立昭和病院の設立当初からの役割等についてでございますけれども、昭和病院は伝染病院の設置義務等を共同処理するために設立されたものでございます。その後、構成市人口の増加や、また医療制度の変更等、社会状況の変化に合わせていろいろと本館建築工事や診療科目等の変更を行っております。

現在は第三次救急医療としまして、救命救急センター、また周産期母子医療センター等を設置し、急性期診療及び高度専門医療等を提供し、安全で質の高い医療を提供する、そういった役割があると認識しております。

それから、2点目の市民の皆様への情報提供でございますけれども、これまでも先ほど御説明しましたとおり、昭和病院が発行します刊行物の窓口への配置、また定例会議会等の記録の閲覧等を行ってきたところでございます。

市民の方からの直接的な御相談やお問い合わせ等は健康課においては、これまで把握はしてございません。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） この陳情の資料に東大和市民の利用状況というのがついてるんですけども、平成8年を

ピークとして年々減っている状況なんです、利用状況が。それを市はどのように御認識をされてるのか、伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 構成市市民の利用状況でございますけれども、年々減っているというのは事実でございます。減っている理由としましては、公共交通機関の利用の不便さ等が考えられますところでございますけれども、昭和病院が提供しております高度救命救急センター及び周産期母子医療センター等におきましては、東大和市民の利用数につきましては増加している科目もございますので、そういった意味で昭和病院の利用は市民の方に御理解し、利用していただいているものと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま健康課長のほうからも御答弁させていただきましたが、それにさらに年々東大和市民の利用が減っているという理由につきましては、ほかの構成市の市民の利用についても全体的には減っている状況でございます。

その理由といたしましては、国のほうで病院といわゆる診療所、クリニックとの役割分担をさらに明確化して、医療費の適正化を目指すというようなことが国全体で考えられてきておりまして、その結果、病院と診療所の連携ということで病診連携などが図られて、いつまでも病院にずっと来ているのではなく、ある程度的高度治療とか専門治療というものが終わった段階で、通常の服薬管理とか治療の継続といったものについては、地域の診療所、クリニックのほうに移行するというようなことで病診連携等が図られていると、そういった事情もございます。

また、この4月からさらに診療報酬の改定が行われまして、いわゆる選定療養費とあって、大きい病院に通う場合には地域の診療所あるいはクリニックからの紹介状がない患者様につきましては、一定金額、例えば昭和病院であれば5,000円を支払うとか、そういったような形で国全体のほうで医療費の適正化ということが求められてきております関係で、利用者数は全体的に構成市含めて、それ以外のところも含めて、昭和病院だけではなく減っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 私の立場、一般質問でも述べてるように、今なぜまだ昭和病院にいたくちやいけないのか疑問は多いんですけども、やはり気になるのは二次医療圏との問題ですけども、これはやはり東京都は特にそのことは、本来の医療圏は違うけれども検討すべきだということは言われてはいるんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 構成市の中で、当市については医療圏域が北多摩西部の保健医療圏域というふうになっておりまして、それ以外は小金井市が北多摩南部の保健医療圏域、それ以外は北多摩北部の医療圏というふうなことで3つの医療圏というふうになっております。

ただ、昭和病院につきましては、東京都の全域が対象となる高度専門医療等の三次保健医療圏というようなものの対応が必要となる特殊な医療の提供についての役割を發揮して構成市に貢献をしていただいているというふうに、昭和病院の場合は考えております。

例えば主なものとしたしましては、がん診療連携拠点病院であったり、周産期母子医療センター、そういったものなどの対応というものを昭和病院が図っているというふうに考えております。

また、東京都のほうからは、そういったことで圏域外だから何かというようなことのお話等は一切ございません。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） わかりました。東京都から特に指摘はないということですけども、この組合病院というのは、昭和病院に限らず、ほかにも単独の市で運営してる病院もありますし、その意味では幾つかそういう構成病院があって、そこでの割合負担といいますかね、自治体が負担すべき金額とか、そういったところではやはりうちの当市がここまで1億も負担するとか、そういう実態というんですかね、そういうのは、調べてなかったらいいんですけども、そういうのを調べたことはあるんでしょうか。東京都内の圏域です。

○福祉部長（吉沢寿子君） それらの他の構成市等、他の企業団等、一部事務組合等の構成市の分賦金等につきましてはどれぐらいの割合かということは、当市においては調べてはおりません。

ただ、昭和病院企業団のほうでさまざま今後の運営等考える上では把握してるというふうには考えておりません。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 基本的なことだけ、あとお聞きしますけども、私の立場で考えると、昭和病院を当初つくったのは感染症の対策のためでつくらざるを得ない、ほかの自治体と一緒にやらざるを得ない事情があつてそもそもつくられて、それが基本的には内容が変わってきてる。先ほど質疑がありましたように、本来だったら、もう当初の目的は果たして次の段階の病院として位置づけられて、つまり総合病院としての位置づけの中でかかわってきたと。本来だったら、当初の目的から外れてきて次の段階に行ってますから、その都度、脱退すべきかとか、そういった論議が庁内であつてしかるべきだったんじゃないかと。

具体的には、ちょっと過去のことはいいとしても、やはり行政改革の大綱の中で、昭和病院はずっと外されてるっていうか、対象外になってる理由としては何なんですかね。

○福祉部長（吉沢寿子君） 一部事務組合というものは、今企業団ということ、一部事務組合の一種が企業団ということでございますけれども、単独の自治体では実施が困難な事務や非効率な事務を共同で処理するために設置するというものでございます。

昭和病院は、先ほど中野委員からもお話ございますが、単独の自治体では担い切れない公立病院の運営事務を一部事務組合という枠組みを利用して広域的に共同で効果的に処理することを目的として設置されて運営されてるものでございます。

また、病院運営に当たりましては、地域住民がいる限り、きちんと永続的に運営されるものであると考えております。

将来的には、さらなる環境の変化等があつて、多様な形の広域連携を柔軟に行っていくというようなことも可能性もありますし、昭和病院の経営の効率化とか効率的、弾力的な運営の推移を見守りながら、その時々々の社会情勢に合った医療保健サービスの提供体制を検討していかなければならないというふうには考えておりますけれども、現状ではやはり一部事務組合としての枠組みをきちんと守って、昭和病院の構成市として当市としては運営のほうを支援していくというような方向性でいるということでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） いろいろ社会状況とかいろんな関係を見ながらということは、まさにそう考えてほしいんですけども、ちょっとあと1点だけお聞きしたいのは、本来の総合病院としての役割に関していえば、当市でも、東大和病院が相当な努力をして改善されて、ある面、役割を担いつつあるといいますかね。

それで、先ほど言ったように、二次医療圏の関係でいえば、本来は、立川の緊急医療センターが本来当市がかかわるべきそういう支援病院になってるわけです。そのことも踏まえてですけども、ちょっと私は昭和病院

が前の何か案内で、今度精神科も開設するんですか。その辺の動きだけちょっと、そういう動きがあるのかどうか。さらに幅広く、昭和病院が総合病院のためっていうか、言ってみれば言い方悪いですけど、もうけるためにいろんなことを取り組もうとしてるような動きも聞いてるんですけど、そういうことはあるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 昭和病院が精神科を新たに作るというような話は、一切出ておりません。

現状では、いわゆる不採算医療というようなこと、総務省のほうでそういった公的病院のほうに各自自治体が負担する部分の不採算医療というふうなことで、高度医療とか、例えば人工透析であったり、人工心肺や心臓カテーテルといったような高度な医療の提供、それから心臓の血管センターとかハイリスクの出産等に対応する地域周産期母子医療センターとか、あと小児科の小児救急等含めて、そういったものの不採算医療について繰出基準というもので総務省のほうで決められておりますので、そういったところで引き続き昭和病院のほうは運営されるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（和地仁美君） この陳情者の理由のほうでも触れられてるんですけども、今回昭和病院企業団事務については、外部評価の取り扱いもされた事務事業になっておりまして、そこで市民の皆様からの市民目線での意見をたくさん頂戴していると思います。

その結果について、11月15日の市報では、外部評価の主な御意見を賜ったところで、最終的な評価結果っていうものも市のこれからの取り組み姿勢っていう形で表明されているということは陳情者も触れてますが、これについては既に動き出してると思いますけれども、具体的とは言えない部分はあるかもしれませんが、このメリットを伝えるであるとか、そういった取り組みは今まで以上の部分というのはどんな方向性が例えばあるのかっていうのがわかれば教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市のほうでは、先ほど健康課長のほうが御答弁させていただきましたが、市のホームページのところで、なるべく詳細に皆様におわかりいただくような形で掲載をさせていただいて、昭和病院のホームページのほうにリンクを張って閲覧をできるようになっております。

あとはホームページの工夫を、当市としてももちろんいたしますけれども、昭和病院のほうでさらに工夫をしていただくというふうなことを、さらに引き続いて昭和病院のほうにも要望等していきたいなというふうに思っておりますし、今現在も昭和病院のほうには要望させていただいてる中で、昭和病院もタイムリーにさまざま公表できるようにということで工夫を重ねているところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今御答弁いろいろ聞いてまして、公立病院には公立としての役割ですとか、これまで地域医療を支えてきた歴史というものがあるというふうな認識しています。確かに市民の方の利便性ということも重要な要素であって、利用者が減ってるのに多額の財政負担があるということに疑問を感じている市民の方がいらっしゃるという、それは私も声は聞いているんですけど、公立だからこそ果たせる役割もあるということ考えたときに、陳情理由のほうにも4番のところ、東大和市が脱退しても市民の病院利用には不都合が生



じることはないというふうな記載もあるんですけども、利用者が減ってる、不都合がないから、じゃ脱退していいのかっていう、そういう単純な問題でもないというふうに考えています。

自治体として公立病院を支えていくことの必要性ですとか、市民にとっての利便性をどう高めていくのか。その上で今後どうしていくのかっていうことも含め、市民の皆さん、市全体でもっと議論を深めるべき問題であって、簡単に結論を出せることではないというふうに考えています。

ただ、いずれにしても、市民の方に広く公立病院の意義ですとか、どんな役割があるのかということも含めて市の考え方であるとか、広報のほうでも情報提供されている、今後していくということですので、今後利便性をどのように向上させていくのかということなどを市が積極的に情報提供するということは当然であるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかに自由討議ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今陳情に関しては、内容に関しては、ちょっと後で述べますけども、いろいろ異議は、ちょっと疑義がありますけども、基本的に説明責任を果たすということに関しては賛成の立場で討論を行います。

昭和病院に関して言えば、私はもう既にその役割は終わっているということで考えております。

そして、先ほど来いろいろこういう周産期のこととかがんとか、そういったことの役割を果たしてるのは、確かにそれはそうなんですけども、そうであれば、もっとほかにもそういった特別の医療体制を持った病院とかがあるのは事実なわけです。

つまり、そこにだけ、昭和病院に行かなくちゃ全くないというものではない。つまり、そうであるならば、もっとほかにも選択の余地はいろいろあって、そういったところの、じゃ支援しないのかという話にもなってきますから、あくまでも私は市側の今の考えはその後づけといえますかね、なぜ必要なのかということのところでは、私はちょっと説得に欠けてると考えております。

やはりどうしてもこれ残念なんですけども、いい病院であるのは確かに認めますけれども、遠い。やはり市民が利用しづらい。そのことを考えていくと、ますます利用が減っていくのは明らかです。本当は、かつては、もう大分昔ですけども、国分寺市が病院が遠いというだけで脱退してます。そして、御案内のように、武蔵村山市もいろんな決断の上で脱退をしました。つまり、市民にとってはやはり身近、近くに行けるというのが大事な要素でもあるし、本当に必要なね、その病気のための治療ならどんな遠くでも行ってます。つまり、そういったことを考えるならば、今ここで昭和病院のことで本当に固執してといえますかね、そのことは私はうちの市の財政状況から考えてもよろしくない、そのことを意見した上での討論として、一応説明させていただきました。

以上です。

○委員（和地仁美君） 28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情に対し、反対の立場で討論させていた

だきます。

先ほども質疑のときに確認させていただきましたが、今陳情の趣旨を再度確認しますと、東大和市は市民に対し、この昭和病院企業団事務事業の実情について情報提供を行い、説明責任を果たすことというふうになっております。ということは、現状説明責任を果たしていないのかというような趣旨にも受け取ることができません。

加えて、先ほど申しましたように、今年度の外部評価のほうでは、事務事業取り扱い、市民目線での御意見を拝聴し、今後の方向性として最終評価結果を市民に知らせる市報のほうできちんと公表して方向性を示しておりますので、陳情者が意図することは十分理解できますが、私としては、今後の市の最終評価についての動き、それから広報活動の充実を見直してから説明責任を果たすことという、こちらの陳情については取り扱うのが妥当だと思い、時期尚早だと思います。

よって、今陳情には反対するものです。

○委員長（東口正美君） ほかに討論ございますか。

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

---

午前11時35分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築について、本件を議題に供します。

本市では、27年中に4回にわたり多職種連携研修会が行われ、また11月25日に介護予防・日常生活支援総合事業事業者連絡会が開催されました。また、厚生労働省のホームページより出力した地域包括ケアシステムに関する資料を本日、机上に配付させていただきましたので、これらを参考にしながら、質疑、意見等ございましたら発言をお願いいたします。

○委員（荒幡伸一君） 何点かお伺いさせていただきます。

在宅医療・介護連携の推進ということでお伺いをいたします。

平成27年度、地域における多職種連携研究会が開催されておりますけれども、どのような職種の方たちが参加されたのか、教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 平成27年度における多職種連携研修会の職種の参加状況でございますけれども、まず総合計を先に申し上げます。171人の方が3回の研修で出席をされております。延べですね、1回目から

3回目で延べ171名の方が参加されております。

その中で、これも延べの件数でございますけれども、医師会から30名、歯科医師会から6名、薬剤師会から8名、こちらが三師会合計で44名、こちらが割合でいうと26%になります。それからあとは介護事業所が中心でございますけれども、上からパーセンテージが大きい順ですけれども、居宅介護支援事業者、ケアマネジャーの方が26名で15%、あと通所介護が13名で8%、訪問看護が16人で9%でございます。あとはほぼ全部の介護事業所の方から参加をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） まちぐるみでまちづくり、在宅生活（ひとり暮らし）を支える理想の仕組みづくり、また介護予防と誤嚥予防、認知症とともに歩むまちづくり、各会で浮き彫りになった課題は何なのかと。あと、29年度に向けての課題解決はどのようになっているのかを教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 27年度は3回なんですけれども、実質的に27年3月に行われてるところから27年に4回実施されたというところがございます。それぞれの会の課題といいますか、集約するのが難しいというか、それぞれの意見が出てますので、意見のところから課題点というところをちょっと出してみたいと思います。

例えばまちづくりというところでは、認知症の家族の方への対応の充実であるとか、医療・介護連携のシステムづくりといったところが意見として出ております。

それから、在宅、ひとり暮らしを支える仕組みづくりの中では、孤立させないための環境整備であるとか、認知症の独居生活者に対するサービス利用、見守り体制の支援といった御意見、課題が出ております。

誤嚥については、かかりつけの歯科医の必要性であるとか、口腔ケアの認知度がまだまだ低いと、その辺が意見、課題として出ております。

認知症とともに歩むまちづくりの中では、多職種における今後の連携のあり方、あるいは認知症の方の地域の見守り仕組みづくり。また、介護職の方からは、やっぱり先生の垣根が高いという率直な御意見も出ておりました。

29年度に向けてですけれども、市といたしましては、各ほっと支援センターに認知症の地域支援員を配置をしたりしておりますし、総合福祉センターは〜とふるではケアラズカフェもやって、そういう取り組みをしております。

また、29年4月からは、在宅医療・介護連携支援センター、こちらを2カ所設置する予定で現在、準備を進めているところでございます。

また、地域包括ケア推進会議の中では、在宅医療・介護連携部会もございまして、これについては28年度、3回開催して、こういう課題解決に向けて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） では、個人を軸としたとき、多職種連携、医療と介護の核となるのはどのような方なのか、教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 在宅医療・介護の核となる方ということでございますけれども、医師、歯科医師、訪問看護師であるというふうに考えてございます。

医師や歯科医師の先生については、患者に適した治療あるいは診療方針を立案していただいていると。また、訪問看護師の方については、居宅介護、ケアマネさんですね、あと薬剤師さん等の連絡を調整をして、そうい

う方々と連携を図っているというところでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） では、個人情報の取り扱いについて、現在ほっと支援センターと高齢者見守りぼっくすでさえ情報の共有がなかなか十分ではないというふうに聞いておりますけれども、見守りぼっくすへの市からの情報提供は、高齢者世帯の名簿でありますけれども、その方が介護保険を既に利用しているかなどの情報は提供されていないため、効率的な見守りとならない場合があるようでございます。今後多職種連携において個人情報は刻々と変化する中で、どのように連携をしていくのか、教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず、高齢者見守りぼっくすの事業でございますけれども、この事業については、東京都の高齢者の見守り相談窓口設置事業というものに基づいて実施をしているところでございます。

こちらについては、対象者はひとり暮らしの高齢者、あるいは昼間の高齢者の単独の方となっておりますことから、業務上必要になるのは、ひとり暮らしの高齢者等の情報ということで、介護保険サービスの利用については必要不可欠な個人情報ではないというふうに現在されてございます。

そういう意味で、包括的に介護保険情報は入手できない状況ですけれども、個別にほっと支援センターと連携をとりながら、その辺のやりとりの中で連携を図っていくということはできているというふうに考えてございます。

今後につきましても、そういう連携を図りながら、高齢者の皆様の見守りを果たしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） では、生活支援・介護予防サービスの基盤整備ということで伺わせていただきます。

生活支援コーディネーターの役割と、どのような方がコーディネーターになるのかというのを教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） コーディネーターの方の役割ですけれども、地域に不足するサービスの創出といった観点から地域資源の開発、あと関係者等のネットワークの構築等を把握するというところでございます。

生活支援コーディネーターでございますけれども、1層といまして市単位レベルで現在1名おります。それから、ほっと支援センター単位で今3名、計4名いるというところでございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） では、市独自のサービスと提供できる認定ヘルパーの養成は何人ぐらい必要というふうに考えてございますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） この認定ヘルパーについては、総合事業における訪問緩和型のサービスの範疇のお話でございますけれども、人数につきましては、来年度研修を予定してございます。1回当たり20名、3回ということで、60名程度を研修では予定しておりますので、この人数が一つの目安かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） では、今回実施が見送られたサービスBについて、今後の見通しについてお伺いをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） サービスB、NPOや住民主体のボランティアによりサービスBの今後の実施につきましては、検討すべき課題であるというふうに認識をしてございます。引き続き、生活支援コーディネーター

ネーターを中心として、社会資源の調査、発掘を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 地域包括ケアシステムについては、どこの自治体の皆さんもかなり苦労されてるっていうような、2018年4月までに実施するとしている在宅医療・介護連携推進事業について8つの事業項目全てを実施している自治体が今10%にとどまるというような報道もありまして、かなり苦労されてるんじゃないかというふうに思うんですが、この在宅医療・介護連携の推進について、4回にわたって多職種連携研修会が行われたということで、先ほど課題についての御答弁あったんですけども、どのような成果があったのか。また、これ4回で終了したっていうことだと思うんですが、今後関係者の皆さんと市が意見交換や情報共有を定期的に行う場があるのかどうか、教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず、成果でございますけれども、やはり成果としては、顔の見える関係づくり、従来看護職と医療の先生方というのは、なかなか一堂に会してなかったというふうに思いますけれども、今回グループワークを通して非常に関係構築ができたというのが成果かなというふうに思っています。

今後でございますけれども、研修会については27年度に引き続きまして、今年度も2回実施する予定でございます。既に1回と、あと2月にもう一回やる予定でございます。

そのほかといたしましては、地域包括ケア推進会議の専門部会として在宅医療の関係部会がございます。こちらについては今年度3回実施してございまして、マップづくりであるとか多職種の研修のテーマ等を検討してございますので、引き続き続いているといったところでございます。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

○委員（和地仁美君） 先ほど荒幡委員のほうからも、サービスBを見送ったことについて、今後の検討課題だというお話ありましたけれども、厚生文教委員会のほうでも他市事例など、視察含めさまざま勉強させていただいて、あときよはらのほうも一度訪問させていただいてる中で、やはりその職員というか関係者の方から、自治会とのかかわりであったり地域とのかかわりっていうものを今後広げていきたいっていう、要するに、今も手いっぱいの中で、もっとできることもあるけど、いわゆる人手の問題であったり協力者の問題というところで大分御苦労されてるっていう中で、今後の課題になると思いますけれども、特に介護予防の分野でね、ゆうゆう体操の中でもいろいろと市民の方にお手伝いいただいて、協力いただいていると思いますが、その他の分野の部分でも市民のサポーター的なかわりっていうものもこの地域包括っていうものの一つの新しい動きだと思いますが、その点は介護予防リーダーのゆうゆう体操などをやっていた方以外の分野というか、役割とかの市民の協働というか、サポーター的なところを育成していくような方向性なり何かは考えてらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、皆様に本日お配りさせていただいております資料の一番最後の5ページをごらんいただければというふうに思っております。

こちらの5ページ、一番最後のページのところに、真ん中のところに今和地委員からも、それからその前に上林委員、それから荒幡委員からもお話いただきましたが、生活支援の支える担い手としてっていうことこのところで、この図のように地域住民の参加というのが求められてるというふうになっております。

今市といたしましては、積極的にやってるのは介護予防のほうで、介護予防リーダーさんたちを中心にお願いをしてるところでございます。そのほかにも社会福祉協議会のほうの見守り、声かけのボランティアの方々

によるサロン活動とか、それも介護予防リーダーの方も参画していただいておりますが、老人クラブの方々が独自にいろいろな活動をやってらっしゃったりとか、地域には今もさまざまな活動があるというふうに考えております。

こういった情報とかを集約をして、どのようにまたそれをしっかり強固にシステムとして動かしていくかっていうのがやはりこれから求められてるということでございますので、先ほども福祉部参事のほうから御答弁もさせていただきましたが、引き続きそういった調査、発掘、それからお互いにやはり顔の見える関係づくりというふうなところでしっかりと基盤づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） そういたしましたら、地域包括ケアにつきましては、本日この程度にとどめさせていただきますまして、この地域包括ケアシステムに取り組んでいる近隣市への視察について正副委員長としましては、来年1月17日の日に千葉県柏地域医療連携センターのほうに視察を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないようですので、視察に行きたいと思えます。

それでは、委員派遣についてお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午前11時53分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（東口正美君） 次に、所管事務調査、教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応について、本件を議題に供します。

教育委員会制度が改正され、当市ではこれまで昨年度2回、今年度2回の総合教育会議が行われました。このことを踏まえ、制度改正後の状況等について質疑、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

○委員（荒幡伸一君） ではまず、どのように取り組みが変わり、変化したことはあるのかをお尋ねいたします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 制度上の変化でございますが、4点挙げられるかと思えます。

1点は、教育委員長と教育長を一本化しました新教育長の設置によりまして、教育行政における責任体制がより明確化されたこと。2点目は、新教育長の判断により迅速な会の招集などができる体制が整いまして、教育委員会の審議の活性化を図れたこと。そして3点目は、緊急時には市長と新教育長のみでも総合教育会議を開催し対応する、そういう危機管理体制が構築されたこと。そして最後の4点目といたしましては、市長が教育に関する大綱を策定し、また市長がこれまで公の場では教育については議論することが余りございませんでしたが、制度上、総合教育会議において議論し、地域における民意を代表する市長が教育委員会とより連携を強化したことが挙げられると考えております。

以上でございます。

○**委員（荒幡伸一君）** 今出ました総合教育会議ですけれども、さまざまなメンバーが出席をされてるというふう聞いておりますけれども、どのようなメンバーが参加されているのか、教えていただければと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 総合教育会議のメンバーにつきましては、市長が主宰者となります。新教育長と教育委員で構成されておりまして、出席者という意味では、教育委員会の事務局が市長の補助執行ということで事務局庶務を担当しておりますので出席をしております。

また、必要に応じて市長部局のほうからも出席をいただいております、例えば28年の第1回の総合教育会議におきましては、学童保育、放課後子ども教室について議論のテーブルにのせましたので、市長部局から部課長が出席をいたしました。

以上でございます。

○**委員（荒幡伸一君）** では、他市の状況や情報交換などが行われているのかどうか、お尋ねいたします。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 他市の状況ですが、法改正の昨年前後においては、大綱の策定ですとか総合教育会議の協議事項、そういったものについて課長会での情報交換も多くありました。今年度につきましては、新制度移行2年目ということで、とりたてて議題として取り上げられなくなってきているという状況でございます。

以上でございます。

○**委員（荒幡伸一君）** 大津市のいじめの問題がこのたびの制度改正につながっているというふうに認識をしておりますけれども、全国的に見ると、なかなかこのいじめの問題は以前と変わっていないように見えますけれども、当市での制度改正後の状況について教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** いじめの関係でございますけれども、制度改正後におきまして、以前からもそうなのですけれども、当市におきましては、いじめ防止の方針についてということが平成26年に東大和市教育委員会から方針が出ておりまして、それを受けまして、当市では東大和市公立学校支援ネットワーク会議というものを、もし重大な事案が起きた場合にはそこで調査をするというようなことになっております。

そのようなことで、現時点では大きな問題はないのですけれども、またそのような重大な問題が発生してしまったというような場合においては、この総合教育会議の中でまた話を進めていくというようなことにもなるかと思えます。

以上でございます。

○**委員（和地仁美君）** 今までの御答弁の中で、重大なことが起きたときに総合教育会議のほうで市長が招集して開催されるってということだと思っておりますけれども、昨年度は2回で今年度2回っていう形で、昨年度は大綱

を決めるっていうタイミングもあったと思うので、それはちょっと通常とは違う、ちょっと特別なというか、イメージで受け取ってますけれども、ともするとこれは定例会的な、決まったタイミングで総合教育会議っていうのを粛々と開催していくのかなというふうにも見えるんですが、市長が招集できるっていうように制度が変わったことによって、重大な問題が起きた以外にね、市長がこんな場合に招集するのではないか、いわゆる定例会ではなくて、他市の事例でも構いませんし、この総合教育会議っていう制度を有効活用するために、例えばこういうときには招集されるのではないかっていうようなことがありましたら教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 総合教育会議、定例以外のというお話ですが、実際、他市でも重大な案件が起こったとき、教育施策としてより市長部局と一緒にわかかわらなければいけないときというところで、実際に26市でも開催されてる例はあると聞いております。

当市でも、今後そのような場合に協議、調整の場というところで教育委員と市長が同じテーブルで話す場ということで設定ができますので、有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今の質疑の意図というかですかね、本当に問題が、今当市ではじめのほうではいろいろな取り組み、シンポジウムも含め非常にやっていたので、安定したというか、大きなトラブルがないっていう認識でおりますけれども、総合教育会議で今御答弁にあったように、市長部局と協力して問題を解決するっていう一つの大きな目的があるんですけども、もう一つは、やっぱり今までと違って、市長が、いわゆる市民に選ばれた市長が東大和市の教育について、いわゆる問題を解決するんじゃなくて、今のものを発展させる、市民の思いを政策と一緒に協議のところのせていきながら、より発展させたり、そういうものを反映させるっていう意味では、一つ大きな役割や意義があるというふうに感じているんですが。

例えば今学校教育の話がいっぱい出てましたけども、社会教育の面でいうと、市民大学であったり、市長の思いであったり、それで市民に選ばれて市長になったっていう経緯がございますので、その市長が教育に今までのようないわゆる公ではないところでは連携はとれてたけれども、きちんとした形で教育に市長がかかわるっていうことで何かいい動きであったり、こんな今までとは違った効果が出ているっていうような現象は起こってるんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市長が公の場で教育についてなかなか議論することは、今までのこの新制度ができるまではなかったかと考えております。そういう面では、この総合教育会議を活用していくっていうことは重要なことだと考えております。

先ほども少し触れましたけれども、実際に東大和で実績といたしますか、やったこととしましては、市長部局の事務ではございますが、放課後の対策ということで学童保育や放課後子ども教室の現状、そして今後の取り組みなどについてということで、市長部局から御説明をいただき、教育委員会が同席してる中で、市長と情報を共有できた。そして、今後の方向性についても市長が常々教育委員会と連携して、日本一子育てしやすいまちづくりに向けてということも含めて連携を強化して進めていきたいとおっしゃってますので、そういう方向性が認識できたということは一つの取り組みの事例だと考えております。

以上でございます。

○教育長（真如昌美君） 総合教育会議については、さまざまな問題について話し合ういい場面だと思います。

また、これまでやってきたことによって、市長と教育長とがじかに、非公式の場で話をする場面でも、その時の様子やら、あるいはこれからの見通しなどについて親しく話し合う場面というのは多くなったなという



ふうに思っております。

そういった意味では、教育委員会だけで進むということではなくて、もっと広い組織の中で教育をどういうふうに進めていくかということについて話し合う機会がふえてきたなというふうに思っているところであります。

協議事項ということについては、国のほうではこんなふうに定めておりまして、当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱の設定、あるいは教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点とすべきことはどんなことか。あるいは児童・生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じようとしている、そういうようなことについて話し合いましょうということで、基本的なことは示されております。

その辺のすみ分けを上手にやっていかないと、これはまた難しい問題になってくるということ。市長部局とそれから教育委員会というのは基本的にいい関係ではあるんですけども、その協力の仕方については相入れないという場面も当然考えられますので、その辺のところは今回総合教育会議が始まって、さらにその辺のバランス感覚がお互いについてきているのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○委員（和地仁美君） 今の教育長の御答弁からすると、確かに今までは別の組織というか、形でやってきたもので、総合的にやろうということで、相入れないっていうか、ちょっと違った責任の背負い方をしていることによって、ちょっと理解が難しいっていうところにおいて、市長が今回こういう形でかかわることは、やっぱり効果があるっていうふうに考えてらっしゃるか、再度確認させてください。

○教育長（真如昌美君） それはもうもちろん効果があります。私たちとしては、市長が後ろ盾になっていただいて、一緒に東大和の教育を考えていっていただけるということは非常に心強いですし、またやりがいも感ずるところでありますので、大変効果のある制度になったというふうに思っております。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） よろしいですか。

じゃ、お諮りいたします。

所管事務調査、教育委員会制度改正を受けた東大和市の対応につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（東口正美君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査〔行政視察〕のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（東口正美君） これをもって、平成28年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 0時 8分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美